政 委 第 3 4 号 平成 22 年 12 月 22 日

農林水産省独立行政法人評価委員会 委員長 松本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成22年8月31日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成21事業年度における業務実績の評価結果について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成22年5月31日に改正した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

このうち、保有資産及び内部統制については、各法人における実態の把握に努めつつ、今後、的確に評価を行うことができるよう、積極的に提言を行いました。

具体的には、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていることを踏まえ、独立行政法人等による保有資産の見直し状況を国民に明らかにして今後の一層の取組を促すとともに、保有資産の

詳細情報を活用した厳格な評価のための枠組み作りを提言しています。

また、独立行政法人を巡る不祥事や無駄遣いへの批判がある中、国民の信頼を高めていくためには、法人自体におけるマネジメント改革への取組が欠かせません。その有用な手段である内部統制について、本年3月に総務省の研究会で考え方が取りまとめられたことを受け、各評価委員会が行った積極的な取組を取り上げるなどにより、今後の評価に向けた具体的な視点等を提起しています。

このほかにも、当委員会は、各評価委員会の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組を行いました。

独立行政法人の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、 問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、上記の提言を踏まえるなどにより、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

# 平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成21年度における農林水産省所管13法人(農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)の業務の実績に関する農林水産省独立行政法人評価委員会(以下「貴委員会」という。)の評価の結果(以下「評価結果」という。)については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

## 【所管法人共通】

(保有資産の見直し)

- 1 保有資産の見直しに関する政府の方針及び当委員会における評価の具体的視点等
  - (1) 「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定) 独立行政法人が保有する資産の見直しについては、行政刷新会議による事業仕 分け(第1弾)を受けて、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(以下「抜 本的見直しの視点」という。)が閣議決定され、その中で、独立行政法人の組織 体制及び運営の効率化を検証する際の視点として、「保有資産(実物資産、金融 資産)等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっ ていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。」との視点が 示された。
  - (2) 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政 刷新会議決定)

抜本的見直しの視点の閣議決定後、行政刷新会議による事業仕分け(第2弾)を受けて、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(以下「横断的見直しの方針」という。)が行政刷新会議で決定された。その中で、各府省は、独立行政法人の保有資産の抜本的見直しを行い、「当該独立行政法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う」ものと

され、独立行政法人の支所等として設置している東京事務所、海外事務所、研修施設等については、「当該独立行政法人が当該事務所等を引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等を検証し、廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等の措置を行う」ものとされた。さらに、これらの検証に当たって、「施設の保有や賃借は、政策的必要性や効果に応じた必要最小限に留める」ものとされている。

また、平成22年5月21日の閣僚懇談会では、内閣総理大臣から各大臣に対し、 横断的見直しの方針に沿った措置を講ずるよう要請された。

(3) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)の成立 こうした独立行政法人の保有資産に関する政府方針等が打ち出される中、平成 22年5月21日には、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が成立し、i)不 要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載の義務付けのほか、ii)政府 出資に係る不要財産についての国庫への納付又は売却収入の納付、これに伴う減 資等、独立行政法人が保有する不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備された。

#### (4) 当委員会における評価の視点等

当委員会では、このような独立行政法人の保有資産等を巡る状況を踏まえ、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)及び「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)(以下これらを合わせて「評価の視点等」という。)において、独立行政法人等の保有資産等の見直しに係る評価の視点を重点事項として位置付け、独立行政法人等による保有の必要性・規模の適切性の観点からの見直し状況に関する評価、見直しにより不要とされた資産の処分・有効活用の適切性及び必要とされた資産の管理・運用の適切性の検証状況に関する評価を行うに当たって留意すべき具体的視点等を示したところである。

## (5) 当委員会における評価の視点等の決定後の動き

当委員会における評価の視点等の決定後も、以下のとおり、政府の方針におい

て独立行政法人の保有資産等に関する取組方針等が示されている。

ア 「新成長戦略〜「元気な日本」復活のシナリオ〜」(平成22年6月18日閣議 決定)

平成22年6月18日に「新成長戦略~「元気な日本」復活のシナリオ~」(以下「新成長戦略」という。)が閣議決定され、その別表「成長戦略実行計画 (工程表)」において、「独法資産の実態把握に基づく見直しによる有効活用、国庫納付等の推進」を図るものとされ、独立行政法人の保有資産等の見直しに 当たり、その実態把握が重要であるとの認識が示されている。

イ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議 決定)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「見直しの基本方針」という。)が閣議決定された。その中で、独立行政法人の保有資産等に関しては、各独立行政法人が個別に講ずべき措置のほか、「そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う」ことや、「個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う」ことなどの取組方針が示されるとともに、東京事務所、海外事務所、職員研修・宿泊施設、本部事務所、地方支所、職員宿舎等の資産ごとの見直しの方向性が示されている。

#### 2 独立行政法人等の保有資産等に関する実態把握

当委員会では、二次評価の重点事項として位置付けた独立行政法人等の保有資産等の見直しに係る評価を的確に行うため、その保有資産等の実態を把握することが重要であるとの認識の下、平成21年度末現在で設置されている独立行政法人98法人並びに日本司法支援センター及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の計100法人を対象として、法人が所有又は借上げにより使用しているi)実物資産等及び所有するii)金融資産、iii)知的財産について、以下のとおり、二次評価に必要なデータ収集を行った。

なお、このような実態把握の重要性は、新成長戦略の「成長戦略実行計画(工程表)」においても指摘されており、「独法資産の実態把握に基づく見直しによる有効活用、国庫納付等の推進」を図るものとされているところである。

## (1) 実物資産等

法人が所有又は借上げにより使用している実物資産等の実態を把握するため、 本年6月から8月にかけて、各府省及び各独立行政法人等の協力を得て、必要な データ収集を行った。

具体的には、i) 土地、ii) 建物及び附属設備、iii) 構築物を中心とし、収集 するデータの種類は、上記の政府方針等や評価の視点等を踏まえたものとした。

## (2) 金融資産

金融資産については、特に現金預金、有価証券等に着目して、財務諸表を基にデータの整理・分析を行った。

## (3) 知的財産

知的財産については、特に特許権に着目して、本年9月に各府省及び各独立行 政法人等の協力を得て、必要なデータ収集を行った。

#### 3 実物資産等の実態に関する情報の活用及び提供

独立行政法人等が使用する実物資産等に関する詳細な情報については、国有財産のように、政府部内で一元的に把握している部門がなく、その全体像や実態を把握することが容易でない状況にある。そこで、今回、当委員会は、各府省及び各独立行政法人等の協力の下、各独立行政法人等が使用する実物資産等の実態把握を行うこととした。こうした実態把握に基づく詳細な情報は、当委員会が行う二次評価にとどまらず、各独立行政法人等が実物資産等を見直す上でも、貴委員会が法人の取組の適切性等を厳格に評価を行う上でも、非常に有用な基礎的情報である。

他方、平成22年5月21日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律が成立し、 独立行政法人が保有する不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備され、同年12月7日には、見直しの基本方針が閣議決定され、その中で、「個別に措置を講ずべきと されたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含 めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う」ものとされたところである。

こうした独立行政法人通則法の一部を改正する法律の趣旨に沿った取組や独立行政法人等による不断の見直しを促し、国民の理解と信頼を得ていくためには、各独立行政法人等による見直し、処分、国庫納付等の取組状況を国民に分かりやすい形で公表するとともに、その取組を厳格に検証し適切性を明らかにするためにも、各独立行政法人等が使用する実物資産等に関する詳細な情報は必要不可欠である。

以上のことから、今後、各独立行政法人等が使用する実物資産等に関する詳細な情報が毎年度一定の時期に整備(データの更新等)され、独立行政法人等の評価や見直しの基本方針及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行状況のフォローアップ等に活用できるような仕組みが構築されることが期待される。

また、独立行政法人等による実物資産等の見直し、不要財産の処分、国庫納付等の取組を促し、業務運営の改善につなげていくために、こうした独立行政法人等における取組について国民に分かりやすい形で公表するための方策を検討していくことが求められる。

#### 4 農林水産省所管独立行政法人の保有資産について

#### (1) 実物資産等

評価の視点等においては、上記項目1で触れた抜本的見直しの視点で、「保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める」ものとされた「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえ、独立行政法人が、所有又は借上げにより使用する実物資産等の必要性を検証するに際し、特に留意すべき視点として、i)法人の任務遂行上の有用性、ii)資産規模の適切性、iii)現在地に立地する必要性、iv)資産の利用度等、v)経済合理性を挙げ、検証結果等を踏まえた法人の取組については、vi) 処分等の取組の適切性を挙げたところである。

農林水産省所管の13法人が所有又は借上げにより使用している実物資産等の利用状況等についてみると、表1-1の宿泊施設、教育研修施設等の利用率は、50パーセントに満たず低調である。

表1-1 利用率が50%を下回る宿泊施設、教育研修施設等

法 人 名	施設名	区分	利用に供する部屋数 (室)	利用率 (H21) (%)
農業生物資源研究所	寄宿舎	所有	5	7

- (注) 1 表中の施設は、利用率が 50%を下回る宿泊施設、教育研修施設、会議室、ホール等であり、見直 しの基本方針において指摘を受けているものである。
  - 2 利用率 (%) = 年間実利用数(延べ利用部屋数)÷(年間稼働日数×部屋数) $\times 100$

また、表1-2の資産は、未利用地等であり、処分等がなされておらず、法人内に留保されている状況にある。

表1-2 未利用等の所有地・所有施設

法 人 名	区分	施設名(所在地)	敷地面積 (m²)	B/S 価格 (百万円)	備考
家畜改良センターー	所有	本部等 (福島県西郷村)	10, 378	1	当該敷地を法人の事務及び事業の遂行上直接には関係がない使用用途で公益法人に貸付

(注) 表中の土地、建物等は、減損処理を行い用途廃止しているもの、法人で廃止を決定したもの等であり、見直しの基本方針において指摘を受けているものである。

さらに、表1-3の海外事務所については、複数の他の独立行政法人が事務所 を設置している都市に設けたものである。

表1-3 複数の法人が事務所を設置する都市に設置されている海外事務所

法 人 名	区分	施設名	延面積 (m²)	役職員 配置数 (人)	維持経費(千円)
農畜産業振興機構	借上げ	ワシントン事務所	153	2	4, 762

- (注) 1 表中の事務所等は、多くの独立行政法人が事務所を設置する5都市(ワシントン、パリ、ロンドン、北京、バンコク)に設置している事務所等であり、見直しの基本方針において指摘を受けているものである。
  - 2 「維持経費」欄の数値は、借上料と修繕費等の諸経費との合計額を記載した。

これらの資産等については、当委員会の「独立行政法人の主要な事務及び事業

の改廃に関する勧告の方向性」(平成22年11月26日 政策評価・独立行政法人 評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。)または見直しの基本方針にお いて、廃止、国庫納付、共用化等、またはそれに向けた検討の必要性について個 別具体の指摘がなされたところである。

このため、これら資産等について今後重要となるのは、勧告の方向性や見直し の基本方針において指摘されたこうした取組が、当該資産等を使用する法人にお いて、適切に行われるようにしていくことである。

したがって、今後の評価に当たっては、勧告の方向性や見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である。

なお、これら資産等については、勧告の方向性や見直しの基本方針において、個々に廃止、国庫納付、共用化等の指摘がなされる結果となったが、こうした利用率が低調であるなど保有の必要性や現在地に立地する必要性等を検証すべき状況にある資産等については、法人が上記の視点等に沿った適切な検証・取組を行っているかにとどまらず、法人が出した必要性の判断の妥当性や、当該資産等の廃止、国庫納付、共用化等といった個別具体の方向性を明らかにしていくことが必要である。

#### (2) 金融資産

#### ア 事業用運用資産の見直し及び運用・管理

農林水産省所管の独立行政法人のうち、個別法に基づき事業用運用資産を保有する法人は3法人(農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)である。

これらの法人について評価結果をみると、いずれも事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの法人による見直しの適切性について評価が行われている。

また、平成22年3月改定の独立行政法人会計基準においては、独立行政法

人が保有する金融商品について、金融商品に対する取組方針等を明らかにし、 金融商品の状況に関する事項及び期末の時価等に関する事項の情報開示が求め られているところ、いずれの法人についても、保有目的を達成するための運用 方針の明確化及び運用体制の確立の観点からの評価が行われている。今後とも、 適切な評価に努められたい。

## イ 貸付等債権の管理

平成 21 年度末において、100 億円を超える債権を保有する法人は、表2の 通り2法人(森林総合研究所、農林漁業信用基金)である。

# 表2 貸付金等および貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

法人名	種類	① 債権 残高	うち貸倒懸念債権	うち破産更 生債権等	② 貸倒 引当金	うち貸倒懸 念債権に 対するもの	うち破産 更生債権 等に対す るもの	1 - 2
森林総合研	農用地整備 割賦売掛金	78,264	_	_	_	_	_	78,264
究所	林道割賦売 掛金	27,810	_	_	_	_	_	27,810
農林漁業信 用基金	貸付金	87,633	_	-	-	-	-	87,633

- (注) 1 平成21年度財務諸表附属明細書をもとに、貸付金に類する勘定科目名について集計した。
  - 2 融資等業務以外の貸付金を除く。
  - 3 債権残高が100億円以上の債権について掲載している。
  - 4 取引の性質上貸倒リスクのない債権を含む。
  - 5 新規貸付を行っていないものを含む。

これらの法人が保有する債権について評価結果をみると、いずれも貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組に関する評価が行われている。今後とも、適切な評価に努められたい。

#### (3) 知的財産

農林水産省所管 13 法人について、出願・審査や権利維持に経費や人的コストがかかる特許の所有状況をみると、平成21 年度末現在で10 件以上所有しているものは、表3のとおり、7法人となっている。

表3 特許の所有状況等

	特許所有	実 施	特 許	特許に	特許出願	•維持費用 (	(千円)
法人名	件数	許諾率	出願数	よる収入		出願·	権利
	(件)	(%)	(件)	(千円)		審査	維持
農業・食品産業技 術総合研究機構	1, 011	31.3	133	61, 496	96, 728	83, 530	13, 198
農業生物資源研究 所	351	14. 5	59	1, 469	73, 638	66, 053	7, 584
森林総合研究所	107	11.2	30	360	10, 465	8, 301	2, 164
水産総合研究セン ター	55	23.6	18	4, 099	6, 095	5, 561	534
国際農林水産業研 究センター	37	5. 4	11	140	10, 529	9, 390	1, 139
農業環境技術研究 所	30	13.3	12	234	5, 529	5, 020	509
家畜改良センター	16	18.8	6	0	974	913	61

これら7法人に対する評価結果についてみたところ、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、国際農林水産業研究センター、農業環境技術研究所、及び家畜改良センターについては、実施許諾に至っていない知的財産についての原因・理由や実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及びその結果を踏まえた取組等に関する実施状況を踏まえた評価結果が必ずしも明らかになっていない状況がみられた。

今後の評価に当たっては、特許等の知的財産を有効かつ効率的に活用する観点から、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況等について明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべきである。

#### (内部統制の充実・強化)

独立行政法人の内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が、平成22年3月に「独立行政法人における内部統制と評価について」(以下「研究会報告書」という。)を取りまとめ、公表した。研究会報告書では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内

に整備・運用する仕組み」と定義しているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

当委員会では、内部統制に係る評価の視点等について、研究会報告書を参考に決定した。研究会報告書の公表時期が平成 21 年度末であったことを考慮し、評価の視点等においては、内部統制の充実・強化に最も重要な役割を果たすと考えられる法人の長のマネジメント\*1と監事監査に係る評価について特に留意することとした。

独立行政法人の事務・事業については、行政刷新会議による事業仕分け(第2弾) や勧告の方向性等において、その非効率な業務運営等が指摘されており、今後、見直 しの基本方針に基づき、独立行政法人の制度・組織の見直しの検討が予定されている。 独立行政法人等が国民に対し、効率的で質の高いサービス等を提供し、国民からの 信頼を確保するためには、これらの事業、制度面における改革が重要である。また、 同時に独立行政法人等自らが積極的にマネジメント改革に取り組むことが更に重要で ある。このようなマネジメント改革のための手段として内部統制は重要な役割を果た すことから、独立行政法人等は更なる内部統制の充実・強化に取り組む必要がある。 ※1 マネジメントとは、組織の目的達成のために組織を動かす力という意味で使用している。なお、独立行政法人 等の長のマネジメントと民間企業の経営者のマネジメントの範囲等は異なる。

#### 1 内部統制に関する評価の状況

## (1) 当委員会の二次評価に当たっての視点等

上記のとおり、独立行政法人の内部統制について、研究会報告書では、「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義している。独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)においても、法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理し(通則法第19条第1項)、また、法人の役員は、法人の長が任命する(通則法第20条第3項)とされているなど法人の長に権限を集中させている。

内部統制の充実・強化を図る上では、法人を代表し、その業務を総理する立場にある法人の長の果たす役割が特に重要である。このため、評価の視点等においても法人の長のマネジメントに係る4つの事項(①リーダーシップを発揮できる環境整備、②法人のミッションの役職員への周知徹底、③組織全体で取り組むべ

き重要な課題(リスク)の把握・対応等、④内部統制の現状把握・課題対応計画 の作成)について、各府省の独立行政法人評価委員会等(以下「各府省評価委員 会」という。)において評価が行われているかどうか特に留意することとした。

また、内部統制の充実・強化は、継続的に取り組むべきものであることから、 内部統制の基本的要素\*2であるモニタリング\*3の果たす役割が重要である。こ のため、評価の視点等においても法人の長から独立した立場から、独立行政法人 の業務を監査する役割を担っている監事(通則法第 19 条第4項)の活動に関し、 上記の法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施状況及び監事監査で把 握した改善点等の法人の長等への報告状況について各府省評価委員会において評 価が行われているかどうか特に留意することとした。

- ※2 内部統制の基本的要素とは、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応の6つの要素のことである。
- ※3 モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスのことである。

# (2) 各府省評価委員会の評価の結果における言及状況

各府省評価委員会の平成 21 年度業務実績評価の結果についてみると、別紙 2 のとおり、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省の9府省の独立行政法人評価委員会では、9府省が所管する半数以上の法人の評価の結果において、評価の視点等で示した内部統制に係る事項(以下「内部統制事項」という。)全てについて言及していた。このうち、厚生労働省独立行政法人評価委員会では、内部統制の基本的要素別に法人の実績を別紙に整理した上で評価の結果において言及しており、そのいずれも当委員会に提出しているほか、国土交通省独立行政法人評価委員会では、内部統制事項別に法人の実績及びその実績に基づく同委員会としての見解を評価の結果の別紙に記載し当委員会に提出している。

また、内部統制事項別でみると、法人の長のマネジメントでは「リーダーシップを発揮できる環境整備」が約 96 パーセントと最も高くなっている。これは当委員会が従前からトップマネジメントに関する評価について指摘をしていたことによるものと考えられる。一方、監事監査が適切に実施されていることについては、評価の結果で言及されているものの、「法人の長のマネジメントに留意した

監事監査の実施」について言及されているものは約 76 パーセントと最も低かった。

#### (3) 評価結果における言及状況

貴委員会の評価では、内部統制事項を踏まえた法人の取組状況を業務実績報告 書等に記載させた上で、その取組に対する貴委員会の見解を評価結果で明らかに しており、表4のとおり、全ての内部統制事項について農林水産省が所管する半 数以上の法人に対する評価結果において言及されている。

表 4 評価結果における内部統制事項の言及状況(農林水産省所管 13 法人)

	区分	評価結果における言及
法人の長のマネ ジメント	① リーダーシップを発揮できる環境整備	0
	② 法人のミッションの役職員への周知徹底	$\triangle$
	③ 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把	
	握・対応等	O
	④ 内部統制の現状把握・課題対応計画の作成	$\triangle$
監事監査	① 法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施	$\triangle$
	② 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告	$\triangle$

- (注) 1 「評価結果における言及」とは、当委員会に通知された評価結果において言及されているか否かを判断・整理したものである。
  - 2 「評価結果における言及」欄の凡例
    - ◎:全ての法人で言及されている。
    - ○:大半の法人で言及されている。(90%以上)
    - △: 半数以上の法人で言及されている。(50%以上90%未満)
    - ▲: 半数以下の法人で言及されている。(50%未満)
    - ●:全ての法人で言及されていない。

また、評価結果の中には、一部の内部統制事項について、具体的な課題等にまで踏み込んだ評価が行われているものもみられた。このような評価が行われることは内部統制を充実・強化する上では、非常に重要であることから、引き続き具体的な課題等にまで踏み込んだ評価が行われることを期待する。

このような積極的な評価が行われている一方で、評価結果の中には、例えば、 「内部統制については、監査室を新設し、コンプライアンス体制、組織内部の情報共有、情報公開、会計処理などの内部監査を行っていることは評価できる」、 「ミッション達成に向けて、効果的な内部統制に取り組むことを期待する」等、内部統制の取組(体制の整備等)をもって評価を行っているものや抽象的なものにとどまっており、法人の取組が実際に機能しているかどうかの検証を十分に行った上での評価とはなっていないと考えられるものがみられた。このような例は、他府省の独立行政法人評価委員会においてもみられ、これは、独立行政法人の内部統制に関する考え方が平成21年度末に明らかにされたこともあって、各府省評価委員会に十分浸透していないことも一因であると考えられる。なお、評価結果において言及されていない内部統制事項については、貴委員会の見解を明らかにするためにも今後の評価において言及すべきである。

## 2 内部統制の充実・強化に向けた今後の評価における取組

当委員会では、内部統制の充実・強化を図るために示した内部統制事項の意義・目的と評価に際して留意すべきことについて、以下のとおり取りまとめた。

## (1) 法人の長のマネジメント

## ア リーダーシップを発揮できる環境整備

法人の長がリーダーシップを発揮できる環境とは、組織が一体となってミッションの達成に取り組むような組織風土(組織が有する価値観、組織文化、民間企業でいう社風など)であり、かつ、内部統制の基本的要素を有効に機能させるための基盤が整備された環境のことである。

法人の長は、リーダーシップを発揮し、役職員にミッションの重要性と自らの役割を認識させた上で、具体的で高い水準の目標・計画を効果的かつ効率的に達成することを阻害する要因について組織として共有し、法人全体として対応していくための基盤を整備することが求められている。

法人の長が自らリーダーシップを発揮できる環境を整備するための取組を行うことは重要であり、評価に際しては、このような環境が整備され、実質的に機能しているかどうかにも留意\*\*4する必要がある。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、「役員等で構成される会議が適時 開催され、機構の重要な方針等について審議されているが、各会議の機能・役 割分担が必ずしも明確ではないことから、更なる環境整備の努力が必要であ る」などの課題に言及しているものもみられた(別紙3参照)。 当委員会としては、今後の評価に当たっては、リーダーシップを発揮できる 環境の一層の整備等に向けた課題等についても評価の結果において明らかにす ることを期待する。

※4 着眼点としては、複数の部局がある法人における総合調整機能、資源の戦略的配分とその効果、職員 との円滑な意思疎通(意見交換、情報共有)など。

## イ 法人のミッションの役職員への周知徹底

役職員について、研究会報告書では、「法人のミッションを果たすことに向けて、自らの職務の位置付け及びその重要性を認識するとともに、各種の目標・計画策定、統制活動等に積極的に関与することが求められる」としている。 法人の長が全ての役職員に対し、様々な機会を通じてミッションを啓発することは重要であるが、より深く役職員に浸透させる取組\*5が更に重要であり、評価に際しては、法人の長のマネジメントの一つとしてミッションの役職員への周知徹底についての取組に留意する必要がある。

各府省評価委員会の評価の結果をみると、法人の業務実績報告書等に記載されている、各種会議、法人機関紙、イントラネット等の方法によりミッションを周知徹底する取組について、「周知徹底が行われている」と評価を行っているものが多くみられた。

一方で、運営方針に対する職員アンケートを行い、そのフォローアップを行うことなどによって職員に浸透させる取組を積極的に行っている法人も見られた(別紙4参照)。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、ミッションを役職員により深く浸透させるための取組にも留意した評価が行われることを期待する。

※5 法人の長が職員との意見交換の場を設け相互の意思の疎通を図る取組、法人が抱えるリスク等の洗い 出しを全職員が参加して行う取組など。

#### ウ 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等

内部統制は、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすこと等を目的として、リスクを洗い出し、組織が一丸となってそれに対応する仕組みである。

組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等とは、リスク

の識別<sup>\*6</sup>、リスクの評価<sup>\*7</sup>、対応すべきリスクの選定<sup>\*8</sup>、リスク対応計画の 策定<sup>\*9</sup>のことであり、法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上 で、リスクの把握・対応等に取り組んでいくことが重要であり、評価に際して は、法人の長が法人の規模や業種等の特性に応じた取組を行っているかどうか に留意する必要がある。

また、各府省評価委員会の評価の結果の中には、「リスクの優先順位付けや 対応計画は策定されておらず、今後改善の余地がある」など対応すべき課題に まで言及しているものもみられた(別紙3参照)。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、評価の結果において対応すべき課題まで明らかにすることを期待する。

- ※6 リスクの識別とは、ミッション遂行の障害となるものをリスクと位置付け、それらを網羅的に洗い出すことである。
- ※7 リスクの評価とは、リスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価し、それらを勘案して重要度の高いリスクを把握することである。
- ※8 対応すべきリスクの選定とは、リスク評価を踏まえ、対応すべきリスク、対応し過ぎているリスクの 洗い出しを行うことである。
- ※9 リスク対応計画の策定とは、対応すべきリスクの選定を踏まえ、リスク対応のための計画を作成する。 その際、職員・部署が行うべき対応、その時期、及び進捗の管理に資する尺度、必要となる予算等を明確にすることである。

#### エ 内部統制の現状把握・課題対応計画の作成

内部統制の充実・強化のためには、法人の長が監事監査及び内部監査等のモニタリング結果や役員会等の会議の場などを通じて、内部統制の現状を的確に 把握し、内部統制の充実・強化を図るべき事項がないかを検証の上、必要な措置を講じていくことが重要である。

内部統制の現状把握については、多くの法人において、役員会などの各種会議を通じて把握し、必要に応じ、改善策を講じている旨を業務実績報告書等に記載している。これを受けた評価の結果においては、「役員会等で課題把握等を行っており適切である」等に言及するにとどまり、法人が現状把握した結果において内部統制の充実・強化を図るべき点がないかを十分に検証しているか

どうかの視点が不足していると考えられるものがみられた。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、内部統制の現状把握や改善点の把握について具体的に評価を行っているものもみられた(別紙3参照)。

また、法人の中には、現状を把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成しているものもみられた(別紙4参照)。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、内部統制の現状を的確に把握 した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているかにも留意 した評価が行われることを期待する。

## (2) 監事監査

監事は、独立行政法人の業務を監査するとされており(通則法第19条第4項)、研究会報告書において、「監事は、法人の長とは独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有する」とされている。

また、監事は、監査の過程において検出した法人の業務運営上改善すべき事項を法人の長に報告することにより、今後の法人のマネジメントの向上に資するよう、PDCAサイクルを補完する役割が期待されている。

内部統制の充実・強化を図る上で、監事監査は重要な役割を果たすものであり、 各府省評価委員会による評価においても、監事の活動に留意する必要がある。

# ア 法人の長のマネジメントに留意した監事監査

監事は、法人の長が内部統制を適切に整備・運用しているかどうかをモニタ リングすべく、上記2(1)で掲げた各取組を適切に実施しているかどうかに留 意した監査を行うことが重要である。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、業務実績報告書等において、監事が役員会等に出席するなどして法人の長のマネジメントに留意している旨の記載があることをもって「法人の長のマネジメントに留意している」と言及しているものが多くみられた。こうした中で、評価の結果において、「今後は、内部統制体制について、監事の役割の明確化を図るとともに、手法・体制の検討が必要となる」、「内部監査との役割分担、適切な連携が必ずしも十分ではない」などの監事監査の課題にまで踏み込んだ指摘を行っているものもみられた(別紙3参照)。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、内部統制の一層の充実・強化を図るため、監事監査の課題まで踏み込んだ評価が行われることを期待する。

## イ 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができるとされており(通則法第19条第5項)、また、各法人の監事監査規程等において監事監査報告書の法人の長への提出が規定されている。

各法人の業務実績報告書等をみると、おおむね監事監査で把握した改善点等がある場合は、役員会等の場などを通じて法人の長に報告が行われており、各府省評価委員会の評価の結果においてもこのような取組について言及しているものがみられた。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告状況にとどまらず、「前年度に行った監査の所見に対するフォローアップ(対処案等の確認)も翌年度の理事会議などの重要な会議にて周知するとともに、監査対象部署にも改善策等を求め実効性のある対処を確保した」などと改善事項に対するその後の対応状況にまで言及しているものもみられた。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、このような取組も参考にしつつ、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告のみならず、その対応 状況まで評価が行われることを期待する。

#### 3 当委員会の今後の取組

当委員会の二次評価においては、研究会報告書が平成22年3月に取りまとめられたことなども考慮し、今後の評価に向けた視点等の提起を中心にしている。

独立行政法人等の内部統制の充実・強化の議論は、旧独立行政法人緑資源機構に おける官製談合事件を契機に高まり、その後、各法人におけるコンプライアンス体 制の整備等(規程整備、委員会の設置、研修の実施など)が進められる中で、研究 会報告書が取りまとめられた。その後、行政刷新会議による独立行政法人の非効率 な業務運営への指摘や一部法人の元職員が収賄事件により逮捕されるなど独立行政 法人等に対する国民の目は依然として厳しいものがある。

当委員会としては、繰り返される法人の業務運営の問題、不祥事に対応するためには、組織風土を含むマネジメント改革に法人が自ら取り組むことが喫緊の課題であると認識し、次年度以降も内部統制の充実・強化を評価の重点事項として取り組み、各法人の取組について、各府省評価委員会の評価が適切に行われているか、厳格な評価を行うので、評価に際しては、法人の内部統制の現状を的確に把握した上で、内部統制の充実・強化を促進するための取組が適切か、課題がないか等について、各府省評価委員会としての見解を評価の結果で明らかにする必要がある。

当委員会の意見を踏まえて、今後、各府省評価委員会において、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

## (健康保険組合の保険料に関する労使負担割合の見直しについて)

独立行政法人が加入している健康保険組合の保険料に関する労使負担割合については、独立行政法人の公的性格に鑑み、真にやむを得ないと認められる事情が存する場合を除き、国と同様に労使折半とする見直しを加入組合に働きかけることが求められている(平成22年5月14日付け総務省行政管理局長通知、平成22年9月14日付け総務大臣通知等)。

このため、次年度の評価に当たっては、労使負担割合の見直しに係る法人の取組について評価を行うべきである(農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【種苗管理センター】

・ 本法人においては、配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品について も、種いも等として販売し自己収入をあげることとしており、平成 21 年度において は当該生産量の 13 パーセントにあたる 5,854 袋について一般用種いもとして販売し た。

しかしながら、評価結果においては、一般用種いも等としての販売数量及び価格を

掲載し「規格外種子の活用について順調に進んでいる」との評価があるのみで、収入 金額について評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品のうち、どの程度を販売したかについて明らかにした上で、自己収入の増大の観点から、当該販売に係る収入金額についても評価を行うべきである。

## 【家畜改良センター】

・ 貴委員会では、契約事務の一層の適正化について、契約手続に際しては、契約監視 委員会等によるチェックが定期的に行われ、また、その審査結果等は理事長に報告さ れており、このことから審査の実行性が確保されるよう努めていると認められると評 価を行っている。

しかしながら、飼料作物の増殖用種子の配布について競争性のある手続を経ずに配布されているなどの例が見られることから、自己収入に係る契約についても、競争性のある手続を経て配布を行うことを促す評価を行うべきである。

## 【水産大学校】

・ 本法人の専攻科における二級海技士免許筆記試験の合格率については、中期目標及 び年度計画において80パーセントを目指すことが示されている。

しかしながら、評価結果においては、今年度の合格率が 71 パーセントとなり、前 年度 87 パーセントをやや下回ったという評価が行われているのみで、目標達成がで きなかったことについての評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、当該年度の合格率について、成果指標である 80 パーセントを達成しているか否かという点に言及した上で、厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

・ 本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75パーセント以上確保されるよう努める。」とされているが、平成21年度の専攻科における就職割合は71.4パーセントであった。

しかしながら、評価結果においては、「本科 ( 進学者を除く) 、専攻科、研究科 ごとに集計されていて、H 21 年度はいずれも 75% を超える割合」と正確性に欠ける 評価を行っている。

今後の評価に当たっては、水産大学校の本科、専攻科、研究科ごとの人材育成の状況について適切な評価を行う観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの就職割合について厳格に評価を行うべきである。

・ 本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。この水産業及びその関連分野への就職割合の算定状況をみると、卒業・修了者数のうちの就職内定者数を母数とし、そのうち水産業又はその関連分野へ就職した者の割合を算定している。

しかしながら、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的を踏まえると、進 学者数が増えるほど相対的に減少する就職内定者数を母数として水産業又はその関連 分野へ就職した者の割合を算定することは、適切な評価とは認めがたい。

今後の評価に当たっては、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照ら して適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を 見直し、進学者のうち水産分野への進学率等を考慮した評価を行うべきである。

#### 【農業·食品産業技術総合研究機構】

・ 本法人の実施する民間研究促進業務は、財政投融資特別会計からの出資金を基に民間企業等に研究課題を委託し、研究成果を活用した事業化による売上の一部の納付により委託費を回収するスキームである。本業務は、平成 18 年度から開始され、同年度に委託された研究課題は20 年度に研究が終了し、21 年度には委託先の事業化に向けた取組が行われたところである。

評価結果では、「研究支援期間が終了した採択課題については、研究成果の公表を 行っているが、売上納付の着実な実行に資するよう、事業化の状況等の追跡調査を適 切に実施することを期待する。」として、当該項目を含む項目全体の評定をA評価 (計画に対して業務が順調に進ちょくしている)としているが、21 年度における委 託先の事業化に向けた取組状況及びそれに基づく売上納付の可能性について十分な評価が行われたとは言い難い。

今後の評価に当たっては、当該業務が委託先からの売上納付による委託費の回収がないと繰越欠損金が年々増加するスキームであることに鑑み、着実な売上納付を促すような評価を行うべきである。

## 【農業生物資源研究所】

・ 本法人では、随意契約については、契約審査委員会を設置し適正な契約事務のため の取組を進めているが、評価結果では、随意契約見直し計画については、実施・進ち ょく状況等の評価に係る記載がなされていない状況が見られた。

今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進ちょく状況等の検証結果について、引き続き評価の結果において明らかにすべきである。

# 【農業環境技術研究所】

・ 本法人の契約に係る規程類に関する評価結果については、「総合評価方式」を導入 したことについて記載はあるものの、「総合評価方式を実施する場合の要領・マニュ アルが整備されたか」について明らかにされておらず、その適切性についても評価結 果において明らかにされていない状況が見られた。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡 (注) において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価の結果において明らかにすべきである。

(注)「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日付け総務省行政管理局長発各府省官房長あて事務連絡)を示す。以下同じ。

#### 【国際農林水産業研究センター】

・ 評価結果では、研究施設・設備の共同利用については、熱帯・島嶼研究拠点のオープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」の平成21年度使用実績は、5機関であることもって、オープンラボの共同利用に引き続き取り組んでおり評価できるとしている。

しかしながら、オープンラボ施設の利用日数実績は、19 年度は 1,981 日であったが、それ以降は利用日数が年々減少しており 21 年度は 406 日であったことから、今後の評価に当たっては、利用機関数だけで評価を行うのではなく、利用日数についても評価を行った上で、積極的に利用促進を図ることを促す評価を行うべきである。

・ 本法人の契約に係る規程類に関する評価結果については、「総合評価方式」を導入 したことについて記載はあるものの、「総合評価方式を実施する場合の要領・マニュ アルが整備されたか」について明らかにされておらず、その適切性についても評価結 果において明らかにされていない状況が見られた。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価の結果において明らかにすべきである。

# 【森林総合研究所】

・ 借り上げしている岩泉惣畑 67 (岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 67-1) 宿舎については、借り上げ戸数 11 戸のうち、入居戸数は 5 戸 (平成 21 年 6 月 1 日現在) であり、入居戸数が過半数を下回っている。このため、今後の評価に当たっては、入居見込みや借り上げ戸数の減の可能性等を把握したうえで経費の効率化を促す評価を行うべきである。

#### 【農畜産業振興機構】

・ 評価結果では、畜産業振興事業により造成した基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)等に準じて定めた 基準に基づき、平成21年度当初に基金を保有している41基金について、事業実施期間中の所要額を上回る部分の返還を求める見直しを実施した」としてa評定(取り組みは十分であった)としているが、見直しにおける基金の保有割合の算定方法が適切なものであったかについての検証が行われていない。

本法人の保有基金の適切性については、行政刷新会議による事業仕分け(第1弾)において指摘されており、また、会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する会計検査の結果について」(平成22年8月25日会計検査院から国会へ報告。以下「会計検査院報告」という。)においても保有割合の算出が必ずしも合理的でない基金の存在が指摘されているところである。

今後の評価に当たっては、個々の基金の保有割合の算出の合理性について真に合理的な計算方式となっているかについて、貴委員会としても会計検査院報告における算定方法も踏まえて検証を行い、合理性に欠ける算出については改めて算出した上で、本法人が事業実施期間中の所要額を上回る部分の返還を求めることを促す評価を行うべきである。

・ 事業説明会、巡回指導等の補助事業業務については、事業執行を円滑、かつ適切に 執行するために開催するという目的に照らして、その実施によりどのような成果を挙 げたかを評価の対象とすべきである。

しかしながら、評価結果においては、事業説明会を実施した回数をもって評価を行っており、どのような成果を挙げたかについては評価を行っていない。

今後の評価に当たっては、当該説明会の結果、どのような成果を挙げたかについて 業務実績報告書で明らかにするよう促すとともに、成果の面にも留意した評価を行う べきである。

・ 評価結果では、畜産経営維持緊急支援資金融通事業及び畜産自給力緊急支援事業については、事業実施要綱の制定を迅速に実施したことをもって a 評定(取り組みは十分であった)としている。

しかしながら、事業実施要綱の制定は本法人内部の手続の整備であって、本事業の 受益者である畜産農家及び畜産関係者に対して、具体的にどのような影響緩和対策等 を行ったのかについて評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、畜産をめぐる情勢の変化に即応して実施する緊急対策の 趣旨を踏まえて、事業を実施した成果について適切に評価を行うとともに、その結果 を評価結果において明らかにすべきである。 ・ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払業務については、輸入糖にかかる調整金を主な財源として、さとうきび生産者等に交付金を支払っているが、平成20年度は約135.3億円、21年度は約144.7億円の欠損金が生じ、21年度末における累積欠損金は約706.8億円となっている。

しかしながら、評価結果においては、「繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。」として、a 評定(借り入れに至った理由等は適切であった)としているが、欠損金解消に向けた原因や問題点分析についての評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、貴委員会において、毎年度生じている欠損金の原因や問題点について分析した上で、当該事業の抜本的な見直しの必要性を含めて、欠損が発生しない適切な事業実施を促す評価を行うべきである。

・ 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果について は、「契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証」が、評価結果において言 及されていない状況が見られた。

今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである。